

定款新旧対照表

修正箇所	旧	新	主要な変更箇所
第15条 (職務)		2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。	代表権は理事長のみ
	2	3	
	3	4	
	4	5	
第16条 (任期)		2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。	役員任期の伸長規定
	2	3	
	3	4	
第23条 (機能)	(4) 収支予算	(4) 活動予算	
	(5) 収支決算	(5) 活動決算	
	(8) 収入	(8) 収益	
第24条 (開催)	2 項 (3) 第15条第4項	2 項 (3) 第15条第5項	
28条 (議決)		3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。	みなし決議
第30条 (議事録)		3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をしたものの氏名または名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日	
第33条 (開催)	(3) 第15条第4項	(3) 第15条第5項	
第39条 (資産の構成)	(4)、(5)、(6) 収入	(4)、(5)、(6) 収益	
第44条 (事業計画及び予算)	収支予算	活動予算	
第45条 (暫定予算)	1 収入支出することができる。	1 収益費用を講じることができる。	
	2 収入支出 (2箇所)	2 収益費用 (2箇所)	
第48条 (事業報告及び決算)	収支計算書	活動計算書	
第51条 (定款の変更)	軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。 (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの) (2) 資産に関する事項 (3) 公告の方法	法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。	
第52条 (解散)	(5) 破産	(5) 破産手続きの開始決定	
第53条 (残余財産の帰属)	社会福祉法人、共同募金会	総会で決議した者	残余財産は総会で決議したものに譲渡する